

吸収合併に係る事後開示書面

株式会社パイオラックス

2025年10月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
株式会社パイオラックス
代表取締役社長 山田 聡

当社及び株式会社パイオラックスビジネスサービス（以下「ビジネスサービス」といいます。）は、2025年10月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ビジネスサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年10月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

ビジネスサービスは当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

（2）会社法第785条の規定による手続きの経過

ビジネスサービスは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）会社法第787条の規定による手続きの経過

ビジネスサービスは新株予約権を発行していませんので、該当はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続きの経過

ビジネスサービスは、会社法第789条第2項の規定により、同項各号に掲げる事項を、知れている債権者に2025年 8 月22日付にて催告し、2025年 8 月26日付の官報にて公告しましたが、異議申述期限までに会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本合併につき差止請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2025年8月26日付で電子公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2025年8月26日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、異議申述期限までに会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は本合併の効力発生日である2025年10月1日をもって、ビジネスサービスから資産及び負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2025年10月1日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

ビジネスサービスは本吸収合併に先立って、2025年10月1日を効力発生日として、同社を吸収分割会社、株式会社ケーエッチケー販売（以下「ケーエッチケー販売」といいます。）を吸収分割承継会社とする、ビジネスサービスが営む損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務に関する権利義務を、ケーエッチケー販売に承継させる吸収分割を行いました。

以 上

別紙 吸収合併消滅会社が備え置いた書面（写し）

（添付のとおり）

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社パイオラックスビジネスサービス

2025年8月22日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

横浜市西区花咲町六丁目145番地
株式会社パイオラックスビジネスサービス
代表取締役社長 福田 俊宏

当社及び株式会社パイオラックス（以下「パイオラックス」といいます。）は、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、パイオラックスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定し、2025年8月19日付で合併契約を締結いたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

パイオラックスは本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により同社の資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

パイオラックスの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

パイオラックスは2025年5月12日開催の取締役会において、資本政策の一環として、

同社の株式の取得を以下のとおり決定いたしました。

①取得対象株式の種類：当社普通株式

②取得し得る株式の総数：1,200,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.6%）

③株式の取得価額の総額：20億円（上限）

④取得期間：2025年5月13日から2026年3月31日まで

⑤取得方法：東京証券取引所における市場買付

（同社自己株式の取得状況）

2025年7月31日までに取得した同社自己株式の累計

①取得した株式の総数：552,800株

②株式の取得価額の総額：1,026,107,200円

また同社は2025年10月1日をもって、横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地に本店を移転する予定です。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

当社は、2025年8月19日付で、株式会社ケーエッチケー販売（以下「ケーエッチケー販売」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、ケーエッチケー販売を吸収分割承継会社として、当社が営む損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務に関する権利義務を、2025年10月1日を効力発生日として、ケーエッチケー販売に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにつき、吸収分割契約を締結いたしました。

なお本合併の効力発生は、本吸収分割の効力発生を条件としております。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生時点におけるパイオラックスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後における同社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における同社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上

別紙Ⅰ 吸収合併契約書（写し）

（添付のとおり）

合 併 契 約 書

株式会社パイオラックス（以下「甲」という。）、株式会社パイオラックスビジネスサービス（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（商号および住所）

本合併に係る甲および乙の商号および住所は、次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号：株式会社パイオラックス

住所：横浜市西区花咲町六丁目 145 番地

（乙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社パイオラックスビジネスサービス

住所：横浜市西区花咲町六丁目 145 番地

第3条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。

但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

2. 前項にかかわらず、本合併の効力は、乙と株式会社ケーエッチケー販売（以下「ケーエッチケー販売」という。）との間で締結された2025年8月19日付吸収分割契約書に基づく吸収分割（以下「本分割」という。）の効力が生ずることを条件として生ずるものとする。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式全てを保有しているため、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議し、合意の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙のいずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙が協議し、合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲および乙の適法な機関決定による承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が誠実に協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年8月19日

甲 横浜市西区花咲町六丁目145番地
株式会社パイオラックス
代表取締役社長 山田 聡

乙 横浜市西区花咲町六丁目145番地
株式会社パイオラックスビジネスサービス
代表取締役社長 福田 俊宏

別紙Ⅱ パイオラックスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

(添付のとおり)

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、社会・経済の正常化が進み景気は緩やかな回復傾向が継続しましたが、エネルギー価格や物価の高止まり、金融資本市場の変動の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。世界経済につきましても、経済活動が活発になる中、終わりの見えない地域紛争などの地政学的リスクの高まりなど、経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、一部の自動車メーカーの不正問題による生産・出荷停止の影響により生産台数が減少し、また、中国自動車市場における日系自動車メーカーの販売低迷や急速なEV化へのシフトなど、依然として厳しい状況が続いております。

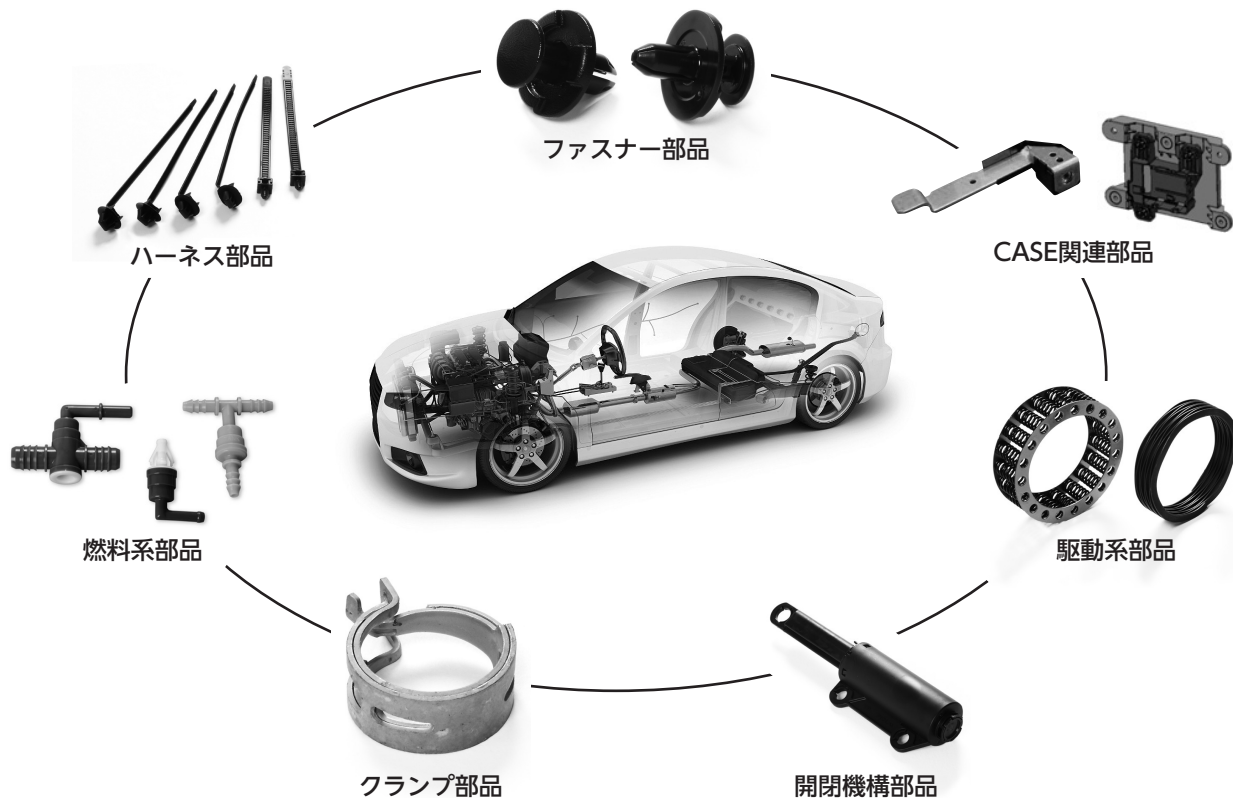
このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、日系のお取引先に加え非日系のお取引先にもグローバルに拡販活動を継続的に推進いたしました。主要取引先である日系自動車メーカーの減産による影響を大きく受け、売上高は63,351百万円と前期比△1,200百万円（△1.9%）の減収となりました。

一方利益面におきましては、より一層の合理化を推進いたしました。主要取引先である日系自動車メーカーの減産による限界利益の減少や労務費の上昇等により、営業利益は2,382百万円と前期比△2,373百万円（△49.9%）の減益、経常利益は3,402百万円と前期比△2,247百万円（△39.8%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は1,792百万円と前期比△2,220百万円（△55.3%）の減益となりました。

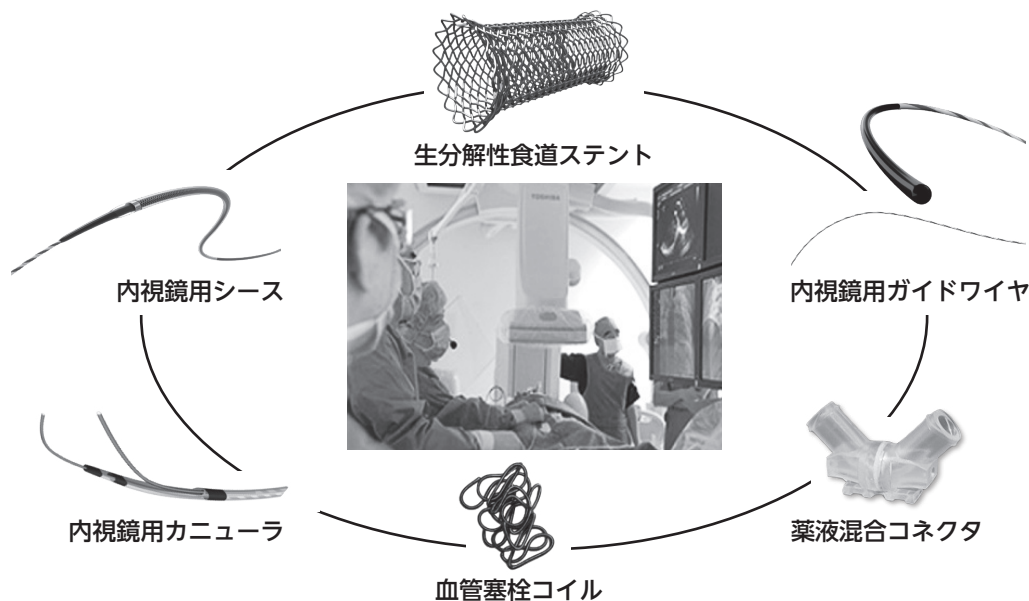
	第108期 (2024年3月期)	第109期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	64,551	63,351	△1,200	△1.9%
営業利益	4,756	2,382	△2,373	△49.9%
経常利益	5,650	3,402	△2,247	△39.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,013	1,792	△2,220	△55.3%

セグメントの業績は、次のとおりであります。

自動車関連等 売上高 58,178百万円



米国や中国をはじめ新興国市場等にグローバルに拡販活動を積極的に推進いたしましたが、主要取引先である日系自動車メーカーの減産の影響を受け、売上高は58,178百万円と前期比△1,623百万円（△2.7%）の減収となりました。一方利益面においては、主要取引先である日系自動車メーカーの減産による限界利益の減少や労務費上昇等により、営業利益は3,095百万円と前期比△2,789百万円（△47.4%）の減益となりました。



拡販を積極的に推進いたしました結果、売上高は5,172百万円と前期比423百万円（8.9%）の増収となりました。一方利益面においては、増収による限界利益の増加に加え、合理化活動を推進した結果、営業利益は328百万円と前期比283百万円（631.3%）の増益となりました。

② 設備投資の状況

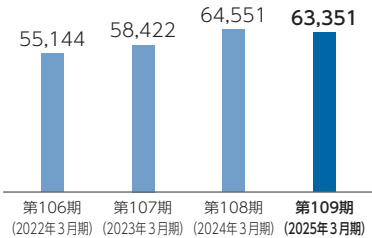
当社グループにおける設備投資の総額は、6,271百万円で、その内容は、建物3,452百万円、生産設備1,825百万円、金型702百万円の投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

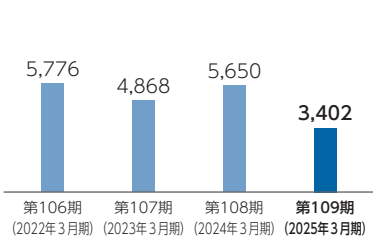
当社は、機動的な資金調達の確保の観点から、複数の金融機関との間で、2022年8月30日に1,500百万円、2024年11月22日に20,000百万円のコミットメントラインの設定をしております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

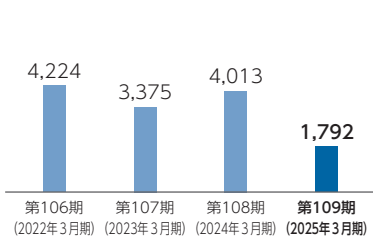
売上高 (単位：百万円)



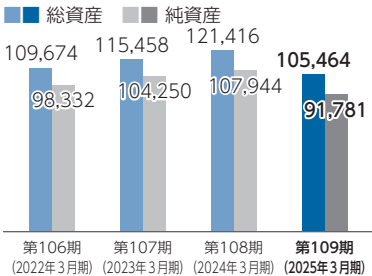
経常利益 (単位：百万円)



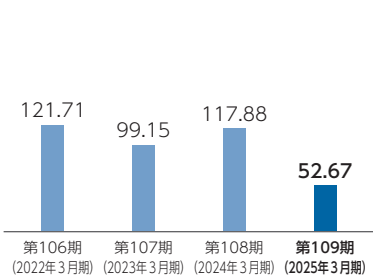
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



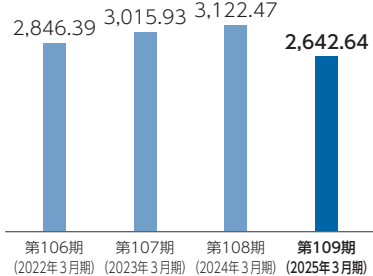
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第106期 (2022年3月期)	第107期 (2023年3月期)	第108期 (2024年3月期)	第109期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	55,144	58,422	64,551	63,351
経常利益	(百万円)	5,776	4,868	5,650	3,402
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,224	3,375	4,013	1,792
1株当たり当期純利益	(円)	121.71	99.15	117.88	52.67
総資産	(百万円)	109,674	115,458	121,416	105,464
純資産	(百万円)	98,332	104,250	107,944	91,781
1株当たり純資産	(円)	2,846.39	3,015.93	3,122.47	2,642.64

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)パイオラックス エイチエフエス	40 百万円	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス メディカル デバイス	490 百万円	100.0	医療製品の製造・販売
パイオラックス コーポレーション	1,210 万米ドル	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス リミテッド	1,000 万英ポンド	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス(タイランド)リミテッド	75,000 万タイバーツ	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	3,310 万米ドル	96.0 (96.0)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス 株式会社	22,500 百万韓ウォン	67.9	工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス九州	180 百万円	100.0	工業用ファスナー及び工業用プラスチック製品等の製造・販売及び請負
パイオラックス メキシカーナ	11,844 万メキシコペソ	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	1,500 万米ドル	100.0 (100.0)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
百奥来仕（中国）投資有限公司	5,797 万米ドル	100.0	中国グループ会社の投資、資金管理、事業管理業務の統括及び主に自動車産業向けの金属製品・樹脂製品の販売

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

世界的なインフレや地政学リスクが高まる中、米国の保護主義政策や中国の経済対策が世界経済に与える影響が懸念されています。当社の主要な取引先である自動車業界においては、CASE（コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化）対応の加速、異業種の自動車業界への参入など、100年に一度の大変革期と言われております。また、中国市場では中国系自動車メーカーの台頭による、日系自動車メーカーの販売不振、原材料や電力料をはじめとした各種エネルギー価格などのコストの高騰等の要因により、経営環境は不透明感が継続しております。

1. 経営方針の転換

これまで当社は、自動車の生産台数の増加と共に成長してまいりました。ファスナー部品、燃料系部品、駆動系部品、開閉機構部品の4つの商品群からなる事業部体制の下、これらの商品に注力した経営を行ってまいりました。しかし、自動車を構成する部品の変化、生産台数の伸びの鈍化、開発スピードの加速、そして様々なコストの増加など、事業環境の変化に対応するため、自動車生産台数に頼らない経営方針へシフトすることを決定いたしました。

2. 事業戦略

(1) 商品戦略

当社の強みである技術と開発力を活かし、既存商品群の枠を超え、自動車市場の動向に追従した高付加価値製品の創出に取り組んでまいります。特に注力していく商品として、先進運転技術（ADAS）関連商品やバッテリー、eアクスル向けのバスバーなどがあり、新真岡工場（栃木県）を中心とした大型成形機の導入など、設備投資も積極的に進めてまいります。

(2) 地域・顧客戦略

地域別にメリハリをつけ、市場成長が期待できる地域へ積極的な投資を進めていきます。海外では、日系以外の海外自動車メーカーへの拡販を推進してまいります。米国では、生産体制見直しと製造現場における省人化の推進、中国では現地自動車関連メーカーの開発スピードに負けない体制づくり、特に成長が期待できるインドでは、生産能力増強のため、第2工場の建設を計画し、ADAS関連商品など付加価値の高い商品への参入を行ってまいります。

（３）組織改革

当社は事業部の壁を超え、迅速で柔軟な事業展開ができる体制の構築を目指しております。その実現のため、これまでの4つの商品群からなるSBU（戦略的ビジネスユニット）制を廃止し、機能別の体制へ改編をすることとしました。経営環境が大きく変化する中、機能別の体制を敷くことにより、戦略立案と実行、意思決定の迅速化や適正なリソース配分の実現を加速させ、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

（４）医療機器事業の展開

子会社の㈱パイオラックス メディカルデバイスは、IVR（血管内治療）からスタートしましたが、消化器に使用する内視鏡治療、脳外科用の整形分野へと業容を拡大し、血管や管腔を利用し身体になるべく傷をつけずに治療する「低侵襲治療」に取り組んでおります。大学病院等との協働研究により、商品企画力・営業力の強化を図りつつ、高齢化社会のニーズを捉え、「人に優しい弾性材料」で作られた医療用具の開発・製造・販売を推進してまいります。

（５）サステナビリティに関する取組み

「人と社会を技術でつなぎ、心弾む未来を実現する」をパーパスに掲げ、利益を追求するだけでなく、当社のステークホルダーの方々との協力し、社会への貢献を目指しています。

当社ではサステナビリティ課題の解決に向け、2030年に向けたビジョン「PIOLAX ESG Vision 2030」を掲げ、重点方策を定め、KPIに落とし込んで活動を継続しています。脱炭素社会と循環型社会を目指した企業活動、安心して働ける活気ある職場づくり、公正・公平な取引と信頼関係の向上、ガバナンス強化による安定した組織運営をESG Visionに掲げ、持続可能な社会の実現に向けた取組みを、中長期的な視点で着実に実行していきます。

（5）主要な事業内容（2025年3月31日現在）

コイルばね、薄板ばね、ワイヤーフォーム、金属及び合成樹脂ファスナー、ユニット機構部品、医療用具・医療用機械器具などの製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社の主要な事業所

名称	所在地
本店	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
真岡工場	栃木県真岡市
富士工場	静岡県富士市
湘南センター	神奈川県足柄上郡大井町
西日本センター	福岡県京都郡苅田町

主要な子会社の事業所（国内）

名称	所在地
(株)パイオラックス エイチエフエス	群馬県安中市
(株)パイオラックス メディカル デバイス	神奈川県横浜市
(株)ピーエヌエス	栃木県那須塩原市
(株)パイオラックス九州	福岡県飯塚市

主要な子会社の事業所（海外）

名称	所在地
パイオラックス コーポレーション	米国ジョージア州キャントン
パイオラックス リミテッド	英国ランカシャー州アルサム
パイオラックス株式会社	韓国仁川広域市
パイオラックス（タイランド）リミテッド	タイ国ラヨーン県
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	中国広東省東莞市
パイオラックス インディア プライベート リミテッド	インド国アンドラ・プラデシュ州スリシティー市
パイオラックス メキシカーナ	メキシコ国ヌエボレオン州アボダカ市
ピーティー パイオラックス インドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	中国湖北省武漢市
百奥来仕（中国）投資有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車関連等	2,671 (614) 名	15名増 (76名増)
医療機器	190 (35) 名	8名減 (3名増)
全社 (共通)	34 (8) 名	5名増 (3名減)
合 計	2,895 (657) 名	12名増 (76名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
607 (249) 名	23名増 (3名増)	41.7歳	15.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

2025年3月19日開催の取締役会において、公開買付けの方法による自己株式の取得を目的としてコミットメントライン契約に基づく以下の借入を行うことを決議し、2025年4月3日に実行いたしました。

- (1) 資金使途 公開買付けの方法による自己株式の取得
- (2) 借入先 株式会社みずほ銀行
- (3) 借入金額 18,000百万円
- (4) 借入金利 Tibor+スプレッド
- (5) 借入実行日 2025年4月3日
- (6) 返済期限 2025年5月7日
- (7) 担保・保証 無担保・無保証

なお、2025年5月7日に返済期限が到来した借入金18,000百万円は同日、同等の借入条件で全額借換えを行い、その返済期限は2025年6月9日としております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 137,370,000株
- ② 発行済株式の総数 37,054,100株（自己株式2,677,015株を含む。）
- （注）2024年6月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は1,000,000株減少しております。
- ③ 株主数 14,068名

④ 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社佐賀鉄工所	4,843	14.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,878	11.28
株式会社レノ	2,685	7.81
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,033	5.91
株式会社シティインデックスイレブンス	1,824	5.30
株式会社佐賀鉄工所	1,201	3.49
加藤 一彦	1,100	3.19
パイオラックス取引先持株会	771	2.24
合同会社はつき	660	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	648	1.88

- (注) 1. 当社は自己株式を2,677,015株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、信託が保有する役員向け当社株式87,376株及び従業員向け当社株式63,919株は、自己株式には含んでおりません。
2. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		株式数	交付対象者数
取締役	取締役（社外取締役を除く）	24,803株	2名
（監査等委員を除く）	社外取締役	－	－
取締役（監査等委員）		－	－

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 2024年11月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 1,052,200株
取得価額の総額	2,565,032,100円
取得した期間	2024年11月8日から2025年2月12日まで

ロ. 2025年2月12日開催の取締役会決議により自己株式の公開買付を行いました。なお、「②発行済株式の総数」に記載している自己株式数には、当該公開買付により取得した自己株式数は含んでおりません。

取得した株式の種類及び数	普通株式 8,687,538株
取得価額の総額	21,692,782,386円
取得した期間	2025年2月13日から2025年3月13日まで
決済日	2025年4月7日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長・会長執行役員	島 津 幸 彦	取締役会議長・営業部門統括・海外統括 百奥来仕（中国）投資有限公司董事長
代表取締役社長・社長執行役員	山 田 聡	戦略企画統括・設計部門統括
常務取締役・常務執行役員	梶 雅 昭	管理部門統括・品質保証部門統括
取締役・上席執行役員	増 田 茂	生産物流部門統括・購買部門統括 東莞百楽仕汽車精密配件有限公司董事長 武漢百楽仕汽車精密配件有限公司董事長
取締役	落 合 宏 行	社会福祉法人とよた光の里理事長
取締役	赤 羽 真紀子	CSRアジア(株)代表取締役 (株)UACJ社外取締役
取締役（監査等委員・常勤）	石 川 元 一	監査等委員会委員長 (株)佐賀鉄工所社外監査役
取締役（監査等委員）	小 宮 山 榮	イマニシ税理士法人社員 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 (株)ナルミヤ・インターナショナル社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	廣 渡 鉄	廣渡法律事務所代表 栗林商船(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役落合宏行氏及び赤羽真紀子氏、取締役（監査等委員）小宮山榮氏及び廣渡鉄氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）石川元一氏、取締役（監査等委員）小宮山榮氏及び廣渡鉄氏は以下のとおり、財務及び会計ならびに企業法務に関する相当の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）石川元一氏は、米子子会社社長や医療機器事業の子会社常務取締役を歴任し、また、金融機関在籍時には、経営幹部に就任するなど、企業経営・国際・財務に精通しております。
 - ・取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）廣渡鉄氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能とすべく、石川元一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役落合宏行氏、赤羽真紀子氏、小宮山榮氏、廣渡鉄氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役落合宏行氏及び赤羽真紀子氏、社外取締役（監査等委員）小宮山榮氏及び廣渡鉄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び対象子会社の取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し2023年5月12日開催の取締役会において、当該決定方針の一部を改訂しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(役員報酬の基本思想)

優秀な人材を確保・維持できる水準であること。

企業価値増大への取組みを促進すること。

株主と利害を共通すること。

- ・ 当社の役員報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と同事業規模の他企業の水準を確認し設定しています。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成し毎期の持続的な業績改善に加えて中期的な成長を動機づける設計としています。
- ・ 業務執行から独立した社外取締役と監査等委員である取締役に対しては基本報酬のみを支給します。
- ・ 役員報酬決定方針及び毎年の役員報酬は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬水準については、指名・報酬諮問委員会の協議を経て監査等委員会で決定しています。
- ・ 同諮問委員会は業務執行取締役、社外取締役、監査等委員である取締役で構成され、独立社外役員が過半を占める体制としています。
- ・ なお、取締役及び監査等委員である取締役について、退職慰労金制度はありません。
 - a. 基本報酬に関する方針
 - ・ 取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。
 - ・ 報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。
 - b. 業績連動報酬等に関する方針
 - ・ 企業業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益金額を業績指標とした年初計画（年初開示）及び前年業績の各比較、ならびに単体の営業利益金額を業績指標とした年初計画（中計開示）及び前年業績の各比較による4指標により算定します。目標業績達成時を100％評価とし0～150％の範囲で変動します。
 - ・ 目標業績達成時の付与額は固定報酬の概ね33～35％としています。
 - ・ 毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。

c. 非金銭報酬等に関する方針

- ・役員報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、業績連動型の株式報酬を支給します。
- ・就任後から退任までの間に株式ポイントを毎年度付与し、退任後に累計ポイントを株式に変換して支給します。株式報酬は固定部分と変動部分で構成され、予め役位別に定められた固定部分（5割）及び業績連動指標（ROE及び当期純利益）の達成率（業績連動支給率）に応じて連動付与される変動部分（5割）となります。達成率は目標業績達成時を100％評価とし0～150％の範囲で変動します。
- ・役員在任中はインセンティブを保持し続けるために株式報酬の支給時期は役員退任時とします。
- ・毎年5月末に権利を付与し、付与金額は直前に終了する事業年度における役位に応じて算出します。
- ・株式報酬の権利付与額は固定報酬の概ね33～35％としています。
- ・毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

- ・当社の役員報酬は基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成されており、各報酬比率は目標業績達成時において、概ね「60：20：20」となっています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	239	149	50	39	8
（うち社外取締役）	(23)	(23)	(－)	(－)	(2)
取締役（監査等委員）	39	39	－	－	4
（うち社外取締役）	(16)	(16)	(－)	(－)	(3)
合計	279	189	50	39	12
（うち社外取締役）	(39)	(39)	(－)	(－)	(5)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益を業績指標とした年初計画及び前年業績の各比較、ならびに単体の営業利益を業績指標とした年初計画及び前年業績の各比較であり、当該指標を選択した理由は企業業績と役員報酬の連動性を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に乗じて定めております。本年度の連結営業利益額は2,382百万円、単体営業利益額は28百万円となります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬限度額は、2016年6月28日開催の第100回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。第100回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第107回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬を支給するための株式の取得資金として、信託に拠出する上限金額を3年間で160百万円以内（継続する場合には事業年度数に80百万円を乗じた金額を上限とする。）と決議いただいております。第107回定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
4. 報酬等の額には、支給予定の役員賞与金が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役落合宏行氏は、社会福祉法人与た光の里理事長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役赤羽真紀子氏は、CSRアジア(株)代表取締役及び(株)UACJ社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、イマニシ税理士法人社員及び年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員、(株)ナルミヤ・インターナショナル社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）廣渡鉄氏は、廣渡法律事務所代表及び栗林商船(株)社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 落 合 宏 行	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。 他社の業務執行者として長年の経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 赤 羽 真紀子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。 他社の業務執行者及びサステナビリティの第一人者として長年の経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小 宮 山 榮	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 廣 渡 鉄	2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会の委員として、就任以降に開催された監査等委員会7回の全てに出席いたしました。弁護士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第29条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は会計監査人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した金額が2百万円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について毎期検証します。会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反又は抵触した場合のほか、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質などにおいて適正でないと判断した場合には、会計監査人を解任又は不再任とします。

⑤ 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第109期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第108期 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	64,398	67,062
現金及び預金	34,883	35,652
受取手形	142	175
電子記録債権	1,691	2,213
売掛金	12,446	13,267
有価証券	796	1,620
商品及び製品	6,052	5,980
仕掛品	2,330	2,238
原材料及び貯蔵品	3,075	3,148
未収還付法人税等	205	34
その他	2,816	2,769
貸倒引当金	△41	△38
固定資産	41,066	54,353
有形固定資産	33,572	30,165
建物及び構築物	12,031	12,144
機械装置及び運搬具	8,078	7,868
工具器具備品	2,561	2,514
土地	5,919	5,885
リース資産	743	448
建設仮勘定	4,239	1,304
無形固定資産	1,563	1,565
その他	1,563	1,565
投資その他の資産	5,930	22,623
投資有価証券	4,546	21,311
繰延税金資産	457	404
その他	929	910
貸倒引当金	△4	△4
資産合計	105,464	121,416

科目	第109期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第108期 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	12,218	9,442
買掛金	2,943	3,151
リース債務	179	200
未払法人税等	370	689
賞与引当金	813	938
資産除去債務	64	12
その他	7,847	4,449
固定負債	1,464	4,029
リース債務	435	91
繰延税金負債	440	2,298
役員株式給付引当金	125	159
株式給付引当金	34	17
退職給付に係る負債	385	323
資産除去債務	37	100
その他	5	1,037
負債合計	13,683	13,472
純資産の部		
株主資本	77,571	94,932
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,572	2,634
利益剰余金	77,441	94,068
自己株式	△5,403	△4,732
その他の包括利益累計額	12,874	11,365
その他有価証券評価差額金	711	1,791
繰延ヘッジ損益	△0	△0
為替換算調整勘定	12,163	9,469
退職給付に係る調整累計額	—	104
非支配株主持分	1,335	1,646
純資産合計	91,781	107,944
負債純資産合計	105,464	121,416

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第109期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで	(ご参考) 第108期 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで
売上高	63,351	64,551
売上原価	49,079	48,288
売上総利益	14,271	16,263
販売費及び一般管理費	11,888	11,506
営業利益	2,382	4,756
営業外収益	1,548	1,706
受取利息	657	629
受取配当金	84	82
持分法による投資利益	316	557
その他	489	435
営業外費用	528	812
支払利息	14	13
その他	514	798
経常利益	3,402	5,650
特別損失	－	67
減損損失	－	67
税金等調整前当期純利益	3,402	5,582
法人税、住民税及び事業税	1,369	1,503
法人税等調整額	180	△7
当期純利益	1,852	4,087
非支配株主に帰属する当期純利益	60	74
親会社株主に帰属する当期純利益	1,792	4,013

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第109期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第108期 2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	27,786	25,991
現金及び預金	12,486	6,887
電子記録債権	1,320	1,745
売掛金	5,479	6,086
有価証券	796	1,620
製品	1,340	1,410
仕掛品	1,355	1,360
原材料及び貯蔵品	943	963
前払費用	143	186
未収入金	1,760	3,413
未収還付法人税等	181	－
その他	2,002	2,341
貸倒引当金	△24	△25
固定資産	41,894	39,394
有形固定資産	16,891	14,183
建物	5,635	5,936
構築物	146	156
機械及び装置	2,316	2,259
車両運搬具	4	10
工具器具備品	304	323
土地	4,928	4,928
建設仮勘定	3,555	568
無形固定資産	329	257
ソフトウェア	145	130
その他	183	127
投資その他の資産	24,674	24,953
投資有価証券	4,402	2,255
関係会社株式	13,844	16,244
出資金	0	0
関係会社出資金	5,765	5,765
従業員長期貸付金	1	0
長期前払費用	31	26
その他	627	660
貸倒引当金	△0	△0
資産合計	69,680	65,386

科目	第109期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第108期 2024年3月31日現在
負債の部		
流動負債	11,234	9,274
買掛金	1,376	1,458
未払金	3,497	1,079
未払費用	513	527
未払法人税等	11	459
預り金	4,594	4,617
前受収益	26	7
賞与引当金	531	635
資産除去債務	64	12
その他	618	475
固定負債	675	1,661
繰延税金負債	469	342
役員株式給付引当金	125	159
株式給付引当金	34	17
資産除去債務	21	84
長期未払金	－	921
その他	24	134
負債合計	11,910	10,935
純資産の部		
株主資本	57,079	53,560
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,571	2,633
資本準備金	2,571	2,571
その他資本剰余金	－	61
利益剰余金	56,955	52,400
利益準備金	512	512
その他利益剰余金	56,442	51,888
配当平均積立金	700	700
圧縮記帳積立金	852	852
別途積立金	43,285	49,285
繰越利益剰余金	11,605	1,051
自己株式	△5,408	△4,434
評価・換算差額等	691	890
その他有価証券評価差額金	691	890
繰延ヘッジ損益	△0	△0
純資産合計	57,770	54,450
負債純資産合計	69,680	65,386

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第109期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで	(ご参考) 第108期 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで
売上高	27,084	29,131
売上原価	22,704	23,543
売上総利益	4,380	5,588
販売費及び一般管理費	4,351	4,373
営業利益	28	1,215
営業外収益	10,598	3,080
受取利息及び配当金	10,437	2,802
その他	161	278
営業外費用	484	451
支払利息	18	16
その他	346	434
経常利益	10,143	3,844
特別利益	122	－
抱合せ株式消滅差益	122	－
特別損失	－	195
減損損失	－	67
関係会社債権放棄損	－	127
税引前当期純利益	10,266	3,649
法人税、住民税及び事業税	582	756
法人税等調整額	205	△15
当期純利益	9,478	2,909

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社パイオラックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大石 晃一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイオラックスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社パイオラックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大石 晃一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイオラックスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行い、その監査の実施状況について報告を受けるとともに意見交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社パイオラックス 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 元 一 ㊞

監 査 等 委 員 小 宮 山 榮 ㊞

監 査 等 委 員 廣 渡 鉄 ㊞

(注) 監査等委員小宮山榮及び廣渡鉄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として当社代表取締役社長を委員長とし、当社監査等委員である取締役が参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を指名し、その事務局を経営管理部に置く。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制構築のための規程の整備、マニュアルの制定、情報システムの構築など実務的対応策を策定し、取締役会及び監査等委員会の承認を得て、当社及び当社グループの各業務部門に展開する。

またコンプライアンス委員会は、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営方針を遵守した業務運営を遂行するよう研修等により指導する。

当社及び当社グループは、役員及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、経営管理部長、業務監査部長または監査等委員である取締役に通報する体制を設け、通報者を保護し、不利益な取り扱いをしない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス、製品の品質、技術情報、環境、災害などに係るリスク管理について、それぞれの対応部署において規程、マニュアルの制定、研修の実施、内部監査を実施する体制をとる。

また品質、環境については、ISO、QSなど国際認証審査機関による定期的な外部審査を受審する。

会社の財政状態及び経営成績など財務情報の適正性及びその開示の適時性の確保については、経営管理部が法令及び内部規程に基づいて管理する。これらリスク管理体制の信頼性とトレーサビリティを担保するため、統合されたコンピューターシステム（ERP）を構築する。

全社の内部監査を担当する業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性を監査し、社長に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

また執行役員制度を採用するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を代表取締役社長および役付取締役に委任し、会社の意思決定の迅速化を図る。経営会議は、役付執行役員及び上席執行役員によって構成され、月1回開催し、取締役会における経営方針に基づき、具体的な業務執行のために必要な意思決定を行う。併せて、取締役会と経営会議との経営情報の共有化を図り、業務運営の方針徹底と経営上のリスクに対する感応度を高める体制を構築する。

当社は、中期経営計画を立案すると同時に、各年度に年度方針及び予算を策定する。各部門は、これを受けて部門予算と行動計画を作成し、これに基づく管理を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループは、法令ならびに社内規程に基づき文書等（電磁的記録を含む。）の保存及び管理を行う。

取締役は、これら文書等をいつでも閲覧することができる。

⑤ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループのコンプライアンスの理念の統一を図り、グループ全体のコンプライアンスを統括する。

当社は、子会社及び重要な関連会社に対し、当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督する。

子会社及び関連会社の経営については、定期的に書面により、ないし当社取締役会において業績報告を受けるとともに、重要な経営事項の決定に関しては社内規程に基づき、原則として当社の事前承認を取得する。

業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、社内規程に基づき、子会社の監査を行う。

⑥ 反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。関係部署は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、研修等により社内への周知徹底を図る。

⑦ 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当該人員が監査等委員会または監査等委員である取締役の命令する補助職務を行うに当たり、一切の制約をしてはならない。

当該人員を人事異動ないし制裁するときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、また人事評価について、監査等委員である取締役は意見を述べることができる。

⑧ 監査等委員会への報告体制ならびにその他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社及び当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。

また監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることとする。

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

⑨ 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社及び当社グループは、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社及び当社グループに対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員である取締役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 業務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月1回の取締役会を開催する他、役付執行役員及び上席執行役員が出席する経営会議を開催することによって、具体的な業務執行のための意思決定や意見交換、業績管理を行っており、当社全体として、業務執行に関する適正な監督の実効性及び経営の効率性を確保しております。

② 監査・監督の実効性の確保に対する取り組み状況

社外を含む監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づく監査の実施とともに、取締役会等への出席及び会計監査人との情報交換ならびに内部統制システムの活用により、業務執行取締役の監査・監督に関する実効性を確保しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門担当は、内部統制に関する監査計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

④ コンプライアンス確保に対する取り組み状況

外部機関に内部公益通報窓口を設け、必要に応じてコンプライアンス委員会を適宜開催しており、全社的なコンプライアンス体制の向上を図るとともに取締役会への報告を実施しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先など様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係において、法令及び倫理を遵守し透明性を確保した企業経営の基本的枠組みのあり方と理解しております。

① 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主にも十分に配慮し、全ての株主がその権利を適切に行行使することができる環境の整備を進めていきます。

② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、これと密接な関係にある社会的価値の総和として捉え、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など、各ステークホルダーに対するビジョンに基づいて適切な協働を実践していきます。また、当社の役職員は、コンプライアンスを最優先の課題と受け止め、全てのステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに、各ステークホルダーと協働する企業風土の実現に向けて、リーダーシップを発揮していきます。

③ 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

④ 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしていきます。

イ. 長期ビジョンや中期経営計画など、重要な企業戦略を定め、その実行を推進します。

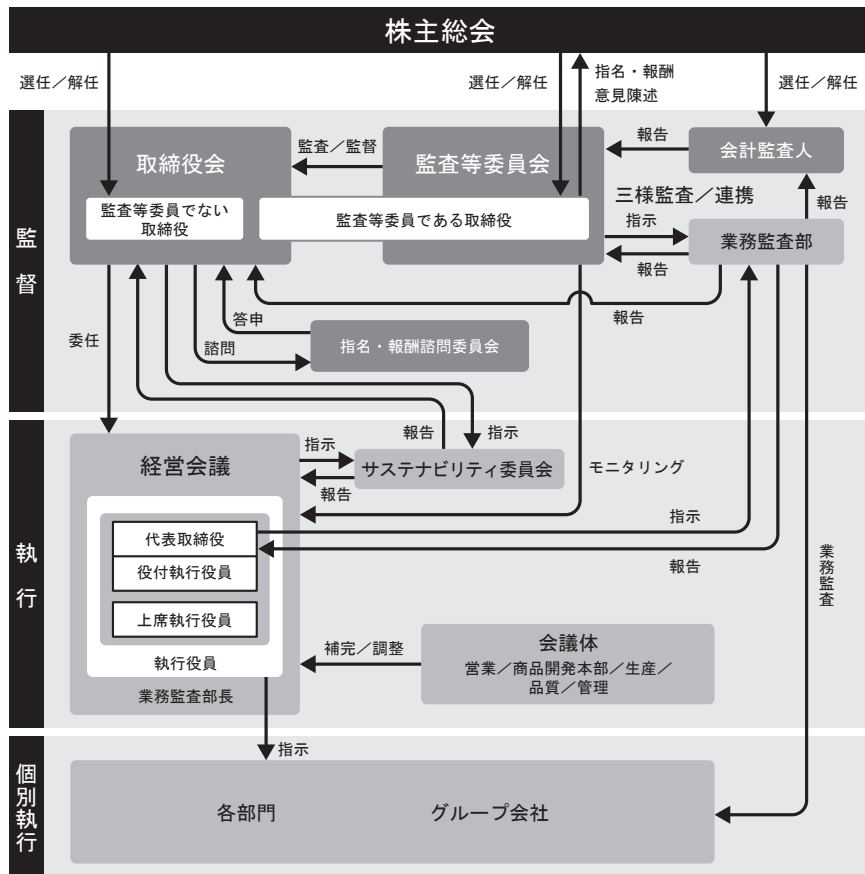
ロ. 内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

⑤ 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役をはじめとした経営陣幹部による様々なインベスター・リレーションズ活動、シェアホルダー・リレーションズ活動により、株主との間で建設的な目的を持った対話を推進していきます。

【ご参考】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



(注) 本模式図は作成時点での当社のコーポレート・ガバナンス体制です。

連結株主資本等変動計算書

第109期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	2,960	2,634	94,068	△4,732	94,932
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,353		△3,353
親会社株主に帰属する当期純利益			1,792		1,792
自己株式の取得				△2,565	△2,565
自己株式の消却		△61	△1,452	1,514	—
株式給付信託による自己株式の処分				77	77
持分法適用範囲の変動			△13,613	302	△13,311
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△61	△16,627	△671	△17,360
2025年3月31日 残高	2,960	2,572	77,441	△5,403	77,571

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日 残高	1,791	△0	9,469	104	11,365	1,646	107,944
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,353
親会社株主に帰属する当期純利益							1,792
自己株式の取得							△2,565
自己株式の消却							—
株式給付信託による自己株式の処分							77
持分法適用範囲の変動							△13,311
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,080	0	2,694	△104	1,509	△311	1,197
連結会計年度中の変動額合計	△1,080	0	2,694	△104	1,509	△311	△16,162
2025年3月31日 残高	711	△0	12,163	—	12,874	1,335	91,781

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

16社

(2) 連結子会社名

㈱パイオラックス エイチエフエス
㈱ケーエッチケー販売
㈱パイオラックス メディカル デバイス
㈱パイオラックス ビジネスサービス
㈱ピーエヌエス
㈱パイオラックス九州
パイオラックス コーポレーション
パイオラックス リミテッド
パイオラックス株式会社
パイオラックス (タイランド) リミテッド
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司
パイオラックス インディア プライベート リミテッド
パイオラックス メキシカーナ
ピーティー パイオラックス インドネシア
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司
百奥来仕 (中国) 投資有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 該当する会社はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社名

㈱ケーアンドケー

なお、当社は2025年2月12日に当社が所有する㈱佐賀鉄工所の株式の一部売却を行ったため当第4四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の9社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社名

- ・パイオラックス コーポレーション
- ・パイオラックス リミテッド
- ・パイオラックス株式会社
- ・パイオラックス (タイランド) リミテッド
- ・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司
- ・パイオラックス メキシカーナ
- ・ピーティー パイオラックス インドネシア
- ・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司
- ・百奥来仕 (中国) 投資有限公司

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

時価法

②デリバティブ

③棚卸資産

商品及び製品、原材料、

仕掛品

貯蔵品

主として、先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

主として、最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

工具器具備品 2～20年

また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計算基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員株式給付引当金

内規に基づく当社の取締役（監査等委員を除く）に対して信託を通じて給付する当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

④株式給付引当金

内規に基づく当社の従業員に対して信託を通じて給付する当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

確定給付型の退職給付制度を設けている連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引対価を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引対価を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下の通りです。

製商品の販売は、製商品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製商品の法的所有権、物理的占有、製商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製商品の引渡時点で売上収益を認識しております。

なお、製商品の国内の販売において、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件とした値引等を付けて販売される場合があります。

その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から値引等の見積りを控除した金額で算定しております。

値引等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、売上収益は重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として3ヶ月以内に受領しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に則り、外貨建取引のうち当社に為替変動リスクが帰属する場合は、必要に応じてそのリスクヘッジのため実需に基づき為替予約取引を行うものとしております。

〔会計方針の変更〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65号－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 457百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、有形及び無形固定資産 35,136百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値によって算定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損処理が必要となる可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額

76,855百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

2. 関連会社に対する主なものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）

105百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式数の総数
普通株式

37,054,100株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,090	59.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	1,381	39.00	2024年9月30日	2024年12月2日

- (注) 1. 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する役員向け当社株式に対する配当金6百万円及び従業員向け当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。
2. 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する役員向け当社株式に対する配当金3百万円及び従業員向け当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会（予定）	普通株式	1,821	53.00	2025年3月31日	2025年6月25日

なお、配当の原資については、利益剰余金としております。

- (注) 2025年6月24日定時株主総会（予定）による配当金の総額には、信託が保有する役員向け当社株式に対する配当金4百万円及び従業員向け当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、機動的な資金調達の確保の観点から、金融機関とコミットメントライン契約を結び備えております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式の他、社債及び投資信託であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価を取締役会に報告するとともに、発行体の財務状態を定期的に把握して管理しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

流動性リスク（期日に支払ができなくなるリスク）に関しては、グループ各社が資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

また、売掛金等のうち、外貨建取引のものに関しては、為替相場の変動リスクがありますが、将来の為替レートの変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って、外貨建債権債務の残高の範囲内で行っており、その利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の銀行とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,504百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形	142	142	—
(2) 売掛金	12,446	12,446	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,838	2,838	—
資産計	15,426	15,426	—
(1) 買掛金	2,943	2,943	—
負債計	2,943	2,943	—
デリバティブ取引（※）	15	15	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①有価証券及び投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	838	1,782	944
	(2) 債券	73	74	0
	(3) その他	51	107	55
	小計	963	1,963	1,000
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	8	4	△4
	(2) 債券	224	222	△2
	(3) その他	647	647	—
	小計	880	874	△6
合計		1,844	2,838	994

②デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,444	—	21	21
	ユーロ	102	—	△1	△1
	ポンド	—	—	—	—
	タイバーツ	215	—	0	0
	中国元	—	—	—	—
	メキシコペソ	92	—	△4	△4
	小計	1,854	—	15	15
合計		1,854	—	15	15

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	—	—	—	—
	ユーロ	0	—	△0	△0
	小計	0	—	△0	△0
合計		0	—	△0	△0

(2) 金利関連

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	1,786	—	—	1,786
債券	—	296	—	296
その他	—	107	—	107
資産計	1,786	403	—	2,190
デリバティブ取引				
通貨関連	—	15	—	15
負債計	—	15	—	15

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
受取手形	—	142	—	142
売掛金	—	12,446	—	12,446
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
その他	—	647	—	647
資産計	—	13,236	—	13,236
買掛金	—	2,943	—	2,943
負債計	—	2,943	—	2,943

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

買掛金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとにその将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上収益を財又はサービスの種類別及び地域別に分解しております。
分解した売上収益と報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
財又はサービスの種類別			
製商品の販売	58,178	5,172	63,351
その他	0	—	0
合計	58,178	5,172	63,351
地域別 (※)			
日本	22,485	4,421	26,907
アジア	18,168	599	18,768
北米	14,945	94	15,039
その他	2,579	56	2,636
合計	58,178	5,172	63,351

(※) 地域別の収益は、顧客の所在地によっております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記] 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 2,642円64銭

2. 1株当たり当期純利益 52円67銭

(注) 1. 当社は、役員向け株式報酬制度を導入しており、信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 87,376株)

また、信託に残存する自社の株式は、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 96,916株)

2. 当社は、従業員向け株式報酬制度を導入しており、信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 63,919株)

また、信託に残存する自社の株式は、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 64,485株)

[重要な後発事象]

(資金の借入)

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、公開買付けの方法による自己株式の取得を目的としてコミットメントライン契約に基づく以下の借入を行うことを決議し、2025年4月3日に実行いたしました。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 資金使途 | 公開買付けの方法による自己株式の取得 |
| (2) 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| (3) 借入金額 | 18,000百万円 |
| (4) 借入金利 | Tibor+スプレッド |
| (5) 借入実行日 | 2025年4月3日 |
| (6) 返済期限 | 2025年5月7日 |
| (7) 担保・保証 | 無担保・無保証 |

なお、2025年5月7日に返済期限が到来した借入金18,000百万円は同日、同等の借入条件で全額借換えを行い、その返済期限は2025年6月9日としております。

(重要な自己株式の取得)

(公開買付による自己株式の取得)

当社は2025年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを実施し、2025年4月7日に自己株式を取得いたしました。

1. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを行う理由

機動的な資本政策の遂行をはかるため、また、株主還元の一環として、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 8,810,700株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合23.78%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 22,000百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年2月13日～2025年4月30日 |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

3. 自己株式の公開買付けの概要

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 買付け予定数 | 8,810,600株 |
| (2) 買付け価格 | 普通株式1株につき、金2,497円 |
| (3) 買付け等に要する資金 | 22,064百万円 |
| (4) 公開買付け期間 | 2025年2月13日～2025年3月13日 |
| (5) 公開買付け開始公告日 | 2025年2月13日 |
| (6) 決済の開始日 | 2025年4月7日 |

4. 自己株式の公開買付けの結果

- | | |
|---------------|--|
| (1) 応募株券等の総数 | 8,687,538株 |
| (2) 取得した株式の総数 | 8,687,538株
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合23.45%) |
| (3) 取得価額の総額 | 21,692百万円 |
| (4) 決済の開始日 | 2025年4月7日 |

(市場買付による自己株式の取得)

当社は2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、企業価値の向上を一層加速するため、2024年11月7日付「自己株式の取得・下限配当の設定を中心とする資本政策の実行と成長戦略について及び自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」でお示ししたとおり、2024年11月7日以降、3年間で300億円の自己株式取得を含む資本政策を実行することとしており、本資本政策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,200,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.6%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,000百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月13日～2026年3月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

株主資本等変動計算書

第109期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	株主資本							自己株式	株主資本 合 計
		資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当平均 積 立 金	圧縮記帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
2024年4月1日 残高	2,960	2,571	61	512	700	852	49,285	1,051	△4,434	53,560
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△3,472		△3,472
当期純利益								9,478		9,478
自己株式の取得									△2,565	△2,565
自己株式の消却			△61					△1,452	1,514	—
株式給付信託による 自己株式の処分									77	77
別途積立金の取崩							△6,000	6,000		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△61	—	—	—	△6,000	10,554	△974	3,518
2025年3月31日 残高	2,960	2,571	—	512	700	852	43,285	11,605	△5,408	57,079

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日 残高	890	△0	890	54,450
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,472
当期純利益				9,478
自己株式の取得				△2,565
自己株式の消却				—
株式給付信託による自己株式の処分				77
別途積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△199	0	△199	△199
事業年度中の変動額合計	△199	0	△199	3,319
2025年3月31日 残高	691	△0	691	57,770

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び……………移動平均法に基づく原価法
関連会社株式
その他の有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
……………移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料、仕掛品……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
無形固定資産……………定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。
6. 引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
役員株式給付引当金……………内規に基づく当社の取締役（監査等委員を除く）に対して信託を通じて給付する当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
株式給付引当金……………内規に基づく当社の従業員に対して信託を通じて給付する当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引対価を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引対価を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下の通りです。

①製品の販売

製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で売上収益を認識しております。

なお、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

製品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件とした値引等を付けて販売されることがあります。

その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から値引等の見積りを控除した金額で算定しております。

値引等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

製品の販売に係る対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として3ヶ月以内に受領しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

②ライセンス収入及びロイヤリティ収入

ライセンス収入は、当社グループが第三者との間で締結した開発品又は製品の開発・販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領する収入であります。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

ライセンス収入及びロイヤリティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主として3ヶ月以内に受領しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・・・・・・・・為替予約

ヘッジ対象・・・・・・・・・・外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に則り、外貨建取引のうち当社に為替変動リスクが帰属する場合は、必要に応じてそのリスクヘッジのため実需に基づき為替予約取引を行うものとしております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付制度の概要

確定拠出型の退職給付制度を設けております。

[会計方針の変更]

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20―3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65号―2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の財務諸表への影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 207百万円

(注) 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、有形及び無形固定資産 17,220百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値によって算定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度の計算書類において、減損処理が必要となる可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 34,788百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	4,523百万円
短期金銭債務	4,983百万円
長期金銭債務	19百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,483百万円
仕入高	4,609百万円
その他	131百万円
営業取引以外の取引による取引高	11,798百万円

2. 抱合せ株式消滅差益

当社の連結子会社であった㈱ビーエムティーとの合併によるものです。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,828,310株
------	------------

(注) 1. 役員向け株式給付信託が保有する株式(87,376株)を含めております。

2. 従業員向け株式給付信託が保有する株式(63,919株)を含めております。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		百万円
賞与引当金否認		162
未払事業税否認		3
一括償却資産損金不算入額		18
未払退職金手当否認		19
棚卸資産評価損否認		127
減損損失否認		115
有価証券評価損否認		30
関係会社株式評価損否認		369
その他		132
小 計		980
評価性引当額		△772
合 計		207
繰延税金負債との相殺額		△207
繰延税金資産の純額		—
(繰延税金負債)		
圧縮記帳積立金		386
その他有価証券評価差額金		275
その他		14
合 計		676
繰延税金資産との相殺額		△207
繰延税金負債の純額		469

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、従来の30.58%から31.47%となります。

この税率変更により、固定負債の繰延税金負債の金額は19百万円、法人税等調整額が11百万円、それぞれ増加しており、その他有価証券評価差額金は7百万円減少しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

１．子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社 及び 関連会 社等	㈱バイオラックス エイチエフエス	所有 直接 100.0%	資金の運用	資金の預り(注１) 利息の支払(注２)	－ 10	預 り 金	2,700
	㈱ケーエッチケー 販 売	所有 直接 100.0%	資金の運用	資金の預り(注１) 利息の支払(注２)	－ 6	預 り 金	1,740
	㈱バイオラックス メ デ ィ カ ル デ バ イ ス	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注３) 利息の受取(注３)	－ 9	短期貸付金	1,900

(注１)余剰資金の運用を効率的に行うため、当該運用業務を受託している預り金であります。

(注２)預り金については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注３)資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は貸付期限一括返済としております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 [収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

[１株当たり情報に関する注記]

１．１株当たり純資産額 1,687円91銭

２．１株当たり当期純利益 271円10銭

(注) １．役員向け株式報酬制度を導入しており、信託に残存する自社の株式は、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(当事業年度 87,376株)

また、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度 96,916株)

２．従業員向け株式報酬制度を導入しており、信託に残存する自社の株式は、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度 63,919株)

また、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度 64,485株)

[重要な後発事象]

(資金の借入)

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、公開買付けの方法による自己株式の取得を目的としてコミットメントライン契約に基づく以下の借入を行うことを決議し、2025年4月3日に実行いたしました。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 資金使途 | 公開買付けの方法による自己株式の取得 |
| (2) 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| (3) 借入金額 | 18,000百万円 |
| (4) 借入金利 | Tibor+スプレッド |
| (5) 借入実行日 | 2025年4月3日 |
| (6) 返済期限 | 2025年5月7日 |
| (7) 担保・保証 | 無担保・無保証 |

なお、2025年5月7日に返済期限が到来した借入金18,000百万円は同日、同等の借入条件で全額借換えを行い、その返済期限は2025年6月9日としております。

(重要な自己株式の取得)

(公開買付による自己株式の取得)

当社は2025年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを実施し、2025年4月7日に自己株式を取得いたしました。

1. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを行う理由

機動的な資本政策の遂行をはかるため、また、株主還元の一環として、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 8,810,700株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合23.78%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 22,000百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年2月13日～2025年4月30日 |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

3. 自己株式の公開買付けの概要

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 買付け予定数 | 8,810,600株 |
| (2) 買付け価格 | 普通株式1株につき、金2,497円 |
| (3) 買付け等に要する資金 | 22,064百万円 |
| (4) 公開買付け期間 | 2025年2月13日～2025年3月13日 |
| (5) 公開買付け開始公告日 | 2025年2月13日 |
| (6) 決済の開始日 | 2025年4月7日 |

4. 自己株式の公開買付けの結果

- | | |
|---------------|--|
| (1) 応募株券等の総数 | 8,687,538株 |
| (2) 取得した株式の総数 | 8,687,538株
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合23.45%) |
| (3) 取得価額の総額 | 21,692百万円 |
| (4) 決済の開始日 | 2025年4月7日 |

（市場買付による自己株式の取得）

当社は2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、企業価値の向上を一層加速するため、2024年11月7日付「自己株式の取得・下限配当の設定を中心とする資本政策の実行と成長戦略について及び自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」でお示ししたとおり、2024年11月7日以降、3年間で300億円の自己株式取得を含む資本政策を実行することとしており、本資本政策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| （1）取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| （2）取得し得る株式の総数 | 1,200,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.6%） |
| （3）株式の取得価額の総額 | 2,000百万円（上限） |
| （4）取得期間 | 2025年5月13日～2026年3月31日 |
| （5）取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |